

福井県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

新	旧
<p>福井県有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p>目次</p> <p>1 用語の定義</p> <p>2 基本的事項</p> <p>3 設置者</p> <p>4 立地条件</p> <p>5 規模及び構造設備</p> <p>6 <u>既存建築物等の活用の場合等の特例</u></p> <p>7 職員の配置、研修及び衛生管理</p> <p>8 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>9 サービス等</p> <p>10 事業収支計画</p> <p>11 利用料等</p> <p>12 契約内容等</p> <p>13 情報開示</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 サービス等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなけれ</u></p>	<p>福井県有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p>目次</p> <p>1 用語の定義</p> <p>2 基本的事項</p> <p>3 設置者</p> <p>4 立地条件</p> <p>5 規模及び構造設備</p> <p>6 <u>規模及び構造設備の特則</u></p> <p>7 職員の配置、研修及び衛生管理</p> <p>8 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>9 サービス等</p> <p>10 事業収支計画</p> <p>11 利用料等</p> <p>12 契約内容等</p> <p>13 情報開示</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 サービス等</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

福井県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

新	旧
<p><u>ばならない。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>ロ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ハ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>11 利用料等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、<u>平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。</u></p>	<p>10 (略)</p> <p>11 利用料等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、<u>保全措置の法的義務付けはないが、入居者の利益を保護する観点から、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。</u></p>

福井県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

新	旧
<p>三～八 (略)</p> <p>12～13 (略)</p> <p>14 定期報告 設置者は、<u>老人福祉法第29条第9項の規定に基づき</u>、毎年7月15日までに次に掲げる書類を知事へ報告すること。 (1)～(4) (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>附 則 1 この指針は平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この指針は平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この指針は平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>三～八 (略)</p> <p>12～13 (略)</p> <p>14 定期報告 設置者は、毎年7月15日までに次に掲げる書類を知事へ報告すること。 (1)～(4) (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>附 則 1 この指針は平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この指針は平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この指針は平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>

福井県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

新	旧
<p>1 この指針は平成27年9月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は平成28年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この指針は平成30年6月1日から施行する。</u></p>	<p>1 この指針は平成27年9月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この指針は平成28年6月1日から施行する。</p>